

蒲郡市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、乳幼児を連れた家族が、外出時におむつ替えや授乳などのために利用できる市内の施設を蒲郡市赤ちゃんの駅(以下「赤ちゃんの駅」という。)として登録することにより、子育て家庭の外出環境を整え、もって地域全体で安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を必要とする乳児及び幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児をいう。）並びにその保護者とする。

(対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は事業の用に供される施設その他の民間施設であって、次の各号の全て又はいずれかのサービスを提供できる施設とする。

- (1) おむつ替えの場所の提供
- (2) 授乳の場所の提供
- (3) 搾乳の場所の提供
- (4) ミルクのお湯の提供

(登録要件)

第4条 赤ちゃんの駅の登録要件は、前条のサービスを利用する者が、外部の目に気にすることなく利用でき、かつ、施設の管理者が衛生面に配慮していることとする。

(登録方法)

第5条 赤ちゃんの駅への登録を希望する施設の管理者は、蒲郡市赤ちゃんの駅登録申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは赤ちゃんの駅として登録するものとする。

(変更の届出)

第6条 赤ちゃんの駅として登録された施設（以下「登録施設」という。）が登録し

た内容を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(登録の解除)

第7条 登録施設は、登録を解除しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録施設が第4条の登録要件を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(表示)

第8条 登録施設は、蒲郡市が交付する赤ちゃんの駅フラッグを施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示するものとする。

2 登録施設は、赤ちゃんの駅フラッグを管理するものとする。

(公表)

第9条 市長は、登録施設の名称、所在地等をホームページや広報紙等により市民に周知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。